

香川県条例第44号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
（占用料及び使用料） 第9条 略							（占用料及び使用料） 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略						
別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料							別表（第9条関係） 1 高松港港湾施設使用料						
種別	区分		単位	金額	備考		種別	区分		単位	金額	備考	
1～10	略						1～10	略					
11 港湾環境整備施設使用料	香西地区港湾緑地	略					11 港湾環境整備施設使用料	香西地区港湾緑地	略				
		多目的広場	多目的広場	1時間につき	2,020円	2面に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。			多目的広場	1時間につき	2,020円	2面に分割してその一方を利用する場合の使用料は、5割とする。	
			夜間照明施設	1時間につき	2,100円	2分の1点灯の場合の使用料は、5割とする。							
備考 略							備考 略						
2～4 略							2～4 略						

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。